

第5章 日本海溝型地震 対策推進計画

第5章 日本海溝型地震対策推進計画

第1節 総 則

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、町及び本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、色麻町地域防災計画〔地震災害対策編〕第1章 第2節の定めるところによるものとする。

第2節 災害対策本部等の設置等

第1 災害対策本部等の設置

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、直ちに色麻町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、色麻町災害対策本部条例の定めるところによるものとする。

第3 災害応急対策要員の参集

町長は、通常の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画については、色麻町地域防災計画〔地震災害対策編〕第2章 第8節並びに第3章 第1節 第2の定めるところによるものとする。

第3節 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

地震発生時に、災害応急対策の基本的な方針を決定し、効果的な応急対策活動を円滑に実施するための被害状況等の情報の収集・伝達については、色麻町地域防災計画〔地震災害対策編〕第2章 第8節及び第3章 第2節の定めるところによるものとする。

2 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

3 二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次被害防止については、色麻町地域防災計画〔地震災害対策編〕第3章 第24節、第25節、第26節、第27節の定めるところによるものとする。

4 救助・救急・消火・医療活動

救助・救急・消火・医療活動については、色麻町地域防災計画〔地震災害対策編〕第3章 第5節、第6節、第7節、第9節に定めるところによるものとする。

5 物資調達

物資の調達・供給については、色麻町地域防災計画〔地震災害対策編〕第3章 第13節の定めるところによるものとする。

6 輸送活動

緊急輸送計画については、色麻町地域防災計画〔地震災害対策編〕第3章 第8節の定めるところによるものとする。

7 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、色麻町地域防災計画〔地震災害対策編〕第3章 第18節の定めるところによるものとする。

8 その他

1から7に掲げる以外の応急対策については、色麻町地域防災計画〔地震災害対策編〕第3章に準じるものとする。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

物資・資機材等の調達・手配については、色麻町地域防災計画〔地震災害対策編〕第3章第23節の定めるところによるものとする。

2 人員の配置

町は、人員の配置状況を宮城県に報告する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、色麻町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

他機関に対する応援要請については、色麻町地域防災計画〔地震災害対策編〕第3章第9節及び第10節の定めるところによるものとする。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備は、色麻町地域防災計画〔地震災害対策編〕第2章第1節及び第3節の定めるところによるものとする。

第5節 防災訓練計画

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

なお、町及び防災関係機関が実施する地震防災訓練については、色麻町地域防災計画〔地震災害対策編〕第2章第18節の定めるところによるものとする。

- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。また、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期における訓練についても検討する。
- 3 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする

- 4 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、具体的かつ実践的な訓練を行う。
- (1) 職員配備・動員訓練及び本部運営訓練
 - (2) 地震情報収集、伝達訓練
 - (3) 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識のほか、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 町職員に対する教育

町は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育・広報

町は、関係機関及び自主防災組織等と協力して、住民等に対する防災教育及び広報を実施する。

また、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難地、避難路等についての広報に努める。

教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、概ね次の事項を含むものとする。

なお、その教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 児童、生徒等に対する教育

町は、小学校、中学校において、次のことに配慮した実践的な防災教育を行う。

- (1) 過去の地震災害の実態
- (2) 地震が発生した場合の対処の仕方
- (3) 保護者や地域住民と共に防災マップ作成に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を
知ること

4 防災上重要な施設管理者に対する教育・広報

防災上重要な施設の管理者は、県、町が実施する研修に参加するよう努める。町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。

5 自動車運転者に対する教育・広報

町は、地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう、運転者のとるべき処置や地震等の知識などを広報やホームページ等により啓発を図る。

6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。